

（趣旨）

第一条 この条例は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定により設置する群馬県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十四人以内（水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務を行う場合にあつては、委員三十四人以内及び特別委員五人以内）で組織する。

（委員及び特別委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者を含め、知事が任命する。

2 特別委員は、関東農政局、関東経済産業局及び関東地方整備局の長その他知事が必要と認める国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員のうちから、知事が任命する。

（任期）

第四条 委員及び特別委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員及び特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第六条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第七条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務を行う場合にあつては、委員会及び特別委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第九条 削除

削除〔平成十六年条例八号〕

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(群馬県公害対策審議会の廃止)

2 群馬県公害対策審議会条例(昭和四十六年群馬県条例第四十五号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二公害対策審議会の項中「公害対策審議会」を「環境審議会」に、

委員	月額一、〇〇〇円	十一級職相当職
----	----------	---------

を

委員	月額一、〇〇〇円	十一級職相当職	特別委員を含む。
----	----------	---------	----------

に改める。

(群馬県公害防止条例の一部改正)

4 群馬県公害防止条例(昭和四十六年群馬県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「群馬県公害対策審議会」を「群馬県環境審議会」に改める。

附 則(平成八年三月二十七日条例第十九号)

この条例は平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月二十六日条例第四号抄)

(施行期日)

1 この条例は平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十二月二十二日条例第七十二号)

この条例は平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年十月十八日条例第八十七号)

この条例は平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十四日条例第八号抄)

この条例は平成十六年四月一日から施行する。

群馬県環境審議会水質部会の運営に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県環境審議会条例(平成6年群馬県条例第23号。以下「条例」という。)第8条に基づき設置する群馬県環境審議会水質部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2 部会は、群馬県環境審議会議長が指名した委員及び専門委員(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
2 部会には、必要に応じて調査審議事項に関係する者を出席させることができる。

(所掌事務)

第3 部会は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項について調査審議するものとする。

(部会長等)

第4 部会に群馬県環境審議会議長が指名した部会長を置く。
2 部会長は、部会を総理する。
3 部会長は、部会長に事故があるときその職務を代理する委員をあらかじめ指名するものとする。

(会議)

第5 部会の会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。
2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6 部会の庶務は、環境森林部環境保全課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成6年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

群馬県環境審議会の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、群馬県環境審議会運営要領第7条の規定に基づき、群馬県環境審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開・非公開の決定)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議において取り扱う情報が、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は審議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、非公開とする審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

2 会長が非公開を決定した場合、その議題に係る審議が行われている間、傍聴者は退出するものとし、当該審議内容に係る議事録の該当箇所も非公開とする。

(会議開催の周知)

第3条 審議会は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の開催にあたり、次の事項について県広報媒体等により周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題及び傍聴の可否
- (4) 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- (5) 問い合わせ先

(傍聴定員及び傍聴手続き)

第4条 傍聴者の定員は、審議会の開催毎に、会場の定員を勘案して会議運営に支障のない範囲で、会長が定めるものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の当日、受付において直接、その旨申込みものとする。申込にあたっては、所定の受付用紙に、住所、氏名、年令及び連絡先を記入しなければならない。ただし、傍聴希望者の所属、連絡先等の確認できる書面があるときは、その提出によりこれに替えることができる。

3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、受付開始時において、傍聴希望者が傍聴定員を超えている場合等先着順により難しい場合は、抽選によることができる。

(傍聴者の遵守事項等)

第5条 傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静粛に傍聴しなければならない。傍聴者がこの要項に違反するときは、会長は、これを制止し、なおこれに従わない者に対しては、退場を命ずることができる。

2 報道関係者による写真撮影、録画及び録音等は、予め会長の許可を得て行うことができる。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。